



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 106 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
107 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
108 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)
109 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
110 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
111 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
112 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (")
113 南紀用木土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)
114 保安林予定森林 (森林整備課)
115 " (")
116 特定第2号漁業者の同意 (水産振興課)
117 道路の区域変更 (道路保全課)
118 道路の供用開始 (")
119 道路の区域変更 (")
120 道路の供用開始 (")
121 道路の区域変更 (")
122 道路の供用開始 (")

告 示

和歌山県告示第106号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年3月29日まで縦覧に供する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成22年1月27日
- 名称
特定非営利活動法人のびのびキッズ海南
- 代表者の氏名

川野英子

- 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市多田737番地3

- 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わる地域住民に対して、子育て支援に関する事業を行い、子どもたちの健全な育成と地域における子育て環境の充実を図ることを目的とする。

和歌山県告示第107号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年3月29日まで縦覧に供する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日

平成22年1月27日

- 名称

特定非営利活動法人子どもNPO和歌山県センター

- 代表者の氏名

岡本瑞子

- 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市匠町29番地

- 定款に記載された目的

この法人は、子ども劇場をはじめとする子どもに関する諸団体、又、子どもや大人に対して、連絡、交流、支援等の事業を行うと共に子どもの文化の創造と主体的な体験活動や子どもの社会参画の機会の拡充を図り、かつ子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第108号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

					覚	覚	衡	言語	やく	体	臓	臓	吸	直腸	腸	疫	臓
中村健	リハビリテーション科	那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町天満483番地1	平成 22.1.25				○	○	○							
中村靖	内科	海南市民病院	海南市日方1272番地3	平成 22.1.25													○
喜田洋平	内科	海南市民病院	海南市日方1272番地3	平成 22.1.25													○
加藤昌秀	内科	海南市民病院	海南市日方1272番地3	平成 22.1.25													○
上田耕臣	内科、外科、 消化器外科、 消化器内科	医療法人恵友会 恵友病院	海南市船尾264-2	平成 22.1.25													○
笠松聡	内科	医療法人喜望会 笠松病院	海南市船尾196	平成 22.1.25													○
笠松光	内科	医療法人喜望会 笠松病院	海南市船尾196	平成 22.1.25													○
阿河良廣	内科	国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198	平成 22.1.25													○
岡統三	消化器外科	国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198	平成 22.1.25													○
池本英司	内科	国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198	平成 22.1.25													○
富田敬子	内科	富田病院	岩出市紀泉台2	平成 22.1.25													○
林恒司	内科、消化器 内科、循環器 内科、糖尿病 内科	林内科	紀の川市長田中394-3	平成 22.1.25													○
稲田吉昭	消化器外科	医療法人稲穂会 稲穂会病院	紀の川市粉河756-3	平成 22.1.25													○
勝田仁康	消化器科、内 科、外科	医療法人慈愛会 勝田胃腸内科 外科医院	紀の川市粉河1916	平成 22.1.25													○
西岡正好	内科、消化器 科	西岡内科胃腸科	紀の川市桃山町最上84-5	平成 22.1.25													○
浅江正純	内科、消化器 科	医療法人瑞仁会 浅江胃腸科	紀の川市貴志川町長山277-214	平成 22.1.25													○
中岡良介	消化器内科	博寿会山本病院	橋本市東家6丁目7-26	平成 22.1.25													○
佐藤博明	内科	和歌山県立医科大学 附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	平成 22.1.25													○
廣内幸雄	内科	高野町立高野山 病院	伊都郡高野町高野山631	平成 22.1.25													○
萬谷美彦	内科、消化器 内科	萬谷医院	有田市宮崎町237	平成 22.1.25													○

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市秋津川字中通576の2
7、577の1(次の図に示す部分に限る。)、577の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中通577の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市
役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第115号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26
年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町鶴川字宮
下426、427、428、429、430、431

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮下427、428・429(以上2筆について次の図に示
す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川
町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第116号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項
において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届
出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条
第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法
第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規
定により告示する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
須江曳縄	和歌山東漁業協同組 合の地区のうち東牟 婁郡申本町須江	総トン数10トン未満の動力 漁船を使用して行う曳縄漁 業を主とする漁業

和歌山県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基
づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課
において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町毛 原宮字梅瀬垣内36 3番1地先から同町 毛原宮字梅瀬垣内 351番1地先まで	旧	12.40 } 23.80	33.00	
海草郡紀美野町毛 原宮字北垣内472 番5地先から同町 毛原宮字梅瀬垣内 346番1地先まで	新	5.00 } 50.00	157.57	橋梁 L=3.60

和歌山県告示第118号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27
年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課
において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 国道370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町毛原宮字北垣内472番5
地先から同町毛原宮字梅瀬垣内346番1地
先まで

供用開始の期日 平成22年2月9日

和歌山県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三田三葛線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市和田字佛生田418番3地先から同市坂田字上ノ坪638番4地先まで	旧	6.10 } 7.40	457.50	
同上	新	6.10 } 10.50	457.50	
和歌山市和田字南前454番4地先から同市坂田字上ノ坪638番4地先まで	新	24.50 } 55.10	473.40	

和歌山県告示第120号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 三田三葛線

供用開始の区間 和歌山市坂田字佛堂原406番9地先から同市坂田字地藏山629番6地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成22年2月9日

和歌山県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

	の別	メートル	メートル	
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1034番2地先から同町長谷宮字月ノ盛1006番3地先まで	旧	4.10 } 11.10	364.84	
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1034番2地先から同町長谷宮字月ノ盛1003番2地先まで	新	8.60 } 57.60	317.84	

和歌山県告示第122号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 花園美里線

供用開始の区間 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1034番2地先から同町長谷宮字月ノ盛1003番2地先まで

供用開始の期日 平成22年2月9日